

昭和二十五年七月三十一日受領
答 弁 第 五 二 号

(質問の 五二)

内閣衆質第五八号

昭和二十五年七月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出共産黨員等に対する基本的人権侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出共産党員等に対する基本的人権侵害に関する質問に対する答弁

書

お尋ねのような尾行や張込みが行われているかどうかについては、政府として今までかような指令や指示を出したことはなく、全然関知していない。

右答弁する。